

交通安全対策の充実

1 交通安全教育・啓発活動

建設部 交通安全・都市交通課

(1) 目標

市民一人ひとりが、交通社会の一員として責任を自覚し、道路を利用するすべての人が相互理解と思いやりをもって共存する社会の形成を図ります。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 幼児及び高齢者対象の交通安全教室を開催しました（237回開催、18,513人参加）。
- イ 関係機関・団体と連携した交通安全運動の実施（春・夏・秋・年末）及び街頭啓発指導を行いました。
- ウ 交通安全推進団体に活動支援を行いました（松本市交通安全市民運動推進会議、松本市交通安全協会ほか）。
- エ 「思いやり ゆずりあい運転の街 松本」をキャッチフレーズとし、交通マナー向上の啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 交通事故発生件数及び負傷者数については、減少傾向にありますが、死亡事故については更なる減少に向けた取組みが必要です。
- イ 交通ルール遵守及びマナー向上は、市民一人ひとりへの交通安全意識を高める粘り強い教育、啓発活動の継続が必要であり、今後、更に、関係機関・団体と連携して効果的な取組みに努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和37年 3月 「安全都市宣言」
- 45年 6月 「交通安全基本法」施行
- 平成 元年 10月 「松本市交通安全指導員設置要綱」施行
- 10年 4月 「松本市交通安全基本条例」施行
- (中略)
- 24年 1月 「第9次松本市交通安全計画（平成23年～27年度）」策定
- 29年 3月 「第10次松本市交通安全計画（平成29年～令和2年度）」策定

イ 統計資料

松本市内交通事故発生数の推移（10年間）

年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
発生件数（件）	1,675	1,603	1,523	1,591	1,519	1,512	1,411	1,367	1,308	1,133
死者数（人）	9	5	10	4	9	3	5	3	6	5
負傷者数（人）	2,103	1,965	1,818	1,954	1,814	1,834	1,668	1,698	1,551	1,332

※合併前の町村分は合算して計上

⇒長野県警察本部交通部「平成30年交通統計」

交通安全対策の充実

2 自転車安全利用対策事業

建設部 交通安全・都市交通課

(1) 目標

自転車は、最も身近で手軽な交通手段であり、環境や健康の面からも有効であることから、自転車の適正かつ安全利用を推進することを目標とします。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 自転車の運転ルール遵守・マナー向上の街頭啓発活動を警察等関係機関と連携し推進しています。
- イ 学校を訪問し啓発活動を行いました。特に自転車に乗り始める小学4年生には、自転車運転免許証交付事業を行いました。
- ウ 自転車に関係した交通事故が目立つ高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室を実施しました。
- エ 放置自転車対策及び自転車駐車場管理運営を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自転車利用者のルール遵守とマナー向上に対する市民の関心が高まっていることから、街頭啓発活動を強化しながら継続し、人や車の共存可能な自転車利用空間の整備に努めます。
- イ 自転車利用者のルール遵守のための取組みは、利用者自身の自覚が必要であることから、警察等関係機関、関係団体等と連携し、不断かつ継続的な取組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和57年	5月	「松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例」施行
	10月	「松本市自転車駐車場条例」施行
平成9年	4月	旧松本駅前広場内の放置自転車対策を強化
17年	8月	関係条例を改正し、放置自転車対策を強化
18年	4月	自転車等放置整理区域拡大、自転車駐車場の指定管理導入
18年度	～	自転車レーン整備
25年	5月	スケアードストレイト交通安全教室 参加校 松商学園高校(1)、松本第一高校
26年	4月	松本美須ヶ丘高校(1)
27年	4月	松本県ヶ丘高校、松本筑摩高校
28年	4月	松商学園高校(1)、松本県ヶ丘高校(1)、松本工業高校(1)、エクセラン高校(1)、 松本秀峰中等教育学校(4)
	5月	梓川高校(1)
29年	4月	松商学園高校(1)、松本県ヶ丘高校(1)、松本工業高校(1)、エクセラン高校(1)
	5月	松本第一高校
30年	4月	松商学園高校(1)、松本工業高校(1)、エクセラン高校(1)、松本秀峰中等教育学校(5)
	5月	松本蟻ヶ崎高校、松本国際高校

* (1)は1学年、秀峰中等教育学校(4)(5)はそれぞれ高校1、2年相当

交通安全対策の充実

3 交通安全施設等整備事業

建設部 交通安全・都市交通課

(1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故の抑制を目標とします。

歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

(2) 平成 30 年度 の 取 組 み と 成 果

- ア 道路の部分改良（交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン 30 等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（波打ち歩道の改修、側溝の蓋掛け、カラー舗装、点字ブロックの設置等）を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 19 年度～	波打ち歩道の改修
25 年度～	公安委員会によるゾーン 30 指定 梓川地区、庄内地区
26 年度	中町・中央地区
27 年度	旭町地区
29 年度	鎌田地区
30 年度	寿地区、笹賀・神林地区

イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン30整備	区画線	防護柵	反射鏡
26	498m	8カ所	369m	3カ所	55,054m	274m	45カ所
27	452m	3カ所	380m	0カ所	95,749m	241m	48カ所
28	809m	4カ所	482m	1カ所	55,344m	375m	65カ所
29	597m	4カ所	366m	0カ所	44,549m	245m	57カ所
30	684m	2カ所	372m	2カ所	41,080m	531m	48カ所

交通のまちづくりの推進

1 村井駅周辺整備

建設部 都市政策課

(1) 目標

南部地域の交通拠点に位置付けられ、駅周辺の開発事業等による利用者増が見込まれる村井駅について、老朽化した駅施設の改修やバリアフリー化、バスとの接続性向上と合わせ、駅前広場や道路等周辺環境の整備を行い、利用者の利便性や安全性を向上させ、交通結節点機能を強化するものです。

(2) 平成 30 年度の実績と成果

- ア 地元検討組織との定期的な協議を開催し、地元要望を踏まえ必要な駅機能などを整理
- イ JR 東日本と基本協定を締結し、基本設計を進め駅施設等の整備内容を検討

(3) 現状の分析と今後の課題

JR 東日本や関係機関との協議により基本設計と実施設計を進め、2022 年度（令和 4 年度）の供用開始に向け事業進捗を図ります。

また、周辺道路などの基盤整備に向け地元協議などにより整備に向けた取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 19 年度	基礎調査（駅総点検・実態調査）
20 年度	地元町会及び関係機関との調整
21 年度	地元関係町会等による村井駅周辺整備準備会を設立
22 年度	周辺整備内容の基礎検討
23 年度	地元町会の市民を対象とした勉強会を開催
24 年度	専門家を講師とした地元町会対象の勉強会を開催 常会単位の勉強会を開催
26 年度	地元において推進体制について検討
27 年度	関係市議会議員による勉強会の発足 地元役員及び各関係機関との協議
28 年度	地元で検討を進める東口、西口部会を組織 村井駅周辺を立地適正化計画の都市機能誘導区域に設定
29 年度	地元検討組織との定期的な協議と住民説明会を 2 回開催 村井駅整備基本計画策定
30 年度	村井駅整備推進協議会が発足 JR 東日本と基本協定締結 東西自由通路新設及び橋上駅舎整備事業基本設計業務委託

交通のまちづくりの推進

2 公共交通の充実

建設部 交通安全・都市交通課

(1) 目標

交通空白地域を解消し、市民が利用しやすい交通手段を地域とともに構築します。

幹線となるバス路線や中心市街地のバス路線を充実し、サービス水準の高い公共交通網の整備を推進します。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 松本周遊バス「タウンズニーカー」について、増便とルートの見直しを行い、路線の周知に努めた結果、平成30年度の利用者は、増便前の平成28年度に比べ、約3倍に増加しました。
- イ 10月に浅間・大村線の運行を開始し、地域バスの本数は5路線となりました。
- ウ 西部地域コミュニティバスについて、住民の意見を反映し、ルート及びダイヤを見直しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域公共交通に係る国の補助金が年々減少していることから、市及び運行事業者の負担が増加しています。
- イ 市民の移動手段を確保するため、交通事業者、行政及び地区の役割分担を明確にする必要があります。
- ウ 松本市地域公共交通網形成計画に基づき、市街地南部及び四賀地区の路線再編に取り組みます。
西部地域コミュニティバス、市営バス奈川線は、評価・検証や住民意見交換会等を基に必要な見直しを行い、利用促進に向け取り組みます。
- エ アルピコ交通(株)のバス路線は、利用状況等を検証し、利便性の高い運行ができるよう支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成23年度～ アルピコ交通(株)上高地線は、大規模改修計画（H23～R1）に基づき整備を実施中
国・県と協調した補助に加え、市独自の上乗せ補助を継続
- 27年度 公共交通の整備・利用促進等に関する「松本市地域公共交通網形成計画」を策定
- 28年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充
30年度は、地域バスを5路線運行中
（波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線）
- 29年度 松本周遊バス「タウンズニーカー」について、市が実施主体となり、ルートを見直し、増便

イ 統計資料

年度別バス利用者数（人）

	西部地域 コミュニティバス	アルピコ交通(株) 四賀線	市営バス 四賀線	四賀 地域バス	南部 循環線	市営バス 奈川線
28年度	70,507	30,271	12,446	12,760	19,098	17,539
29年度	67,785	28,169	12,096	10,857	18,033	15,947
30年度	62,973	27,235	11,449	10,439	17,224	12,405

交通のまちづくりの推進

3 次世代交通政策の推進

建設部 交通安全・都市交通課

(1) 目標

まちなかの回遊性を高め、市街地の活性化を図り、人や環境にやさしい、持続可能なまちづくりを進めるため、自動車優先の社会から歩行者、自転車、公共交通が優先される社会に見直す施策を進めます。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 中町通りにおいて、沿線商店街や関係町会と連携し、車両の通過交通を抑制する社会実験を9日間行い、歩きやすい道路空間の創出に向けた取組みを進めました。
- イ これまで休日に実施してきたノーマイカーデーを、初めて平日に実施し、あがたの森通りへのバス専用レーン及び臨時パークアンドライド駐車場を設置し、通勤時のバスを増便したほか、市民の皆様にもノーマイカー通勤への協力を呼びかけました。
- ウ 利用者が決められた自転車置場ならばどこでも自転車を借りたり返したりできる「シェアサイクル」を導入しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア エコ通勤、ノーマイカーデー、バスDAYまつもと等を通じ、市民・企業・運行事業者等と連携し、車に過度に依存しない交通行動を推進します。
- イ 平日ノーマイカーデーの実施を継続し、通勤者に自動車以外の通勤を呼びかけます。
- ウ 平田駅パークアンドライド駐車場は、満車の時間帯があるため、駐車場拡張に向け取り組みます。
- エ 交通系ICカードを利用した運賃の精算システムの導入について、長野県、長野市及び交通事業者と連携して取り組みます。
- オ バスの位置情報を知らせるバスロケーションシステムを、松本市内及び長野市内の路線バスを対象として導入しており、今後はシステムの周知を図ります。
- カ 中町通りにおいて、自動車の通行を抑制し、歩行者が安心して歩ける空間の創出を、地元住民と連携し実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	次世代交通基本方針を策定
24年度	次世代交通政策新しい交通体系によるまちづくりビジョンを策定
27年度	松本市次世代交通政策実行計画を策定し、総合交通戦略として国土交通大臣の認定
29年度	中町通りにおいて、通過交通を抑制する社会実験を実施

イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数(台)・利用率(%)

	新村駅(定数50台)	平田駅(定数133台)	大庭駅(39台)
28年度	7,929台・43%	43,720台・90%	—
29年度	8,376台・46%	44,688台・92%	1,449台・37%
30年度	7,650台・42%	43,634台・90%	5,740台・40%

水道水の安定供給

1 集中監視制御設備更新事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

水運用の中核を担う集中監視制御システムについて、合併地区の主要な施設を含めた集中監視ができるようシステム及び設備の更新を行い、水道施設の適正な維持管理と効率的な水運用に努めます。

(2) 平成30年度の取組みと成果

平成24年度に着手した遠方監視制御設備更新事業について、第2期分29カ所に設置及び試験調整が完了し、第1期分を含めて、運用を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 機器の老朽化に加え、交換部品の生産が終了するなど、システムが故障した場合、水運用に大きな支障をきたすため、計画的に更新を行います。
- イ 簡易水道の統合地区を含め、水道利用者に安全・安心な水道水の安定供給ができるよう、来年度は、四賀地区及び波田地区の遠方監視制御設備の更新を行い、水道施設の一元管理を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

工事名	年度	事業内容
中央監視制御設備更新工事	21～22	プロポーザル方式による業者選定、システム設計
	23	機器設計、製作、搬入据付
	24～25	中央管理室改修、新旧システム切替、試運転調整、中央監視制御システム稼働(H25)
遠方監視制御設備更新工事	24～25	プロポーザル方式による業者選定、システム設計
	26～27	1期分29カ所(29/58)の機器製作及び設置が完了し、供用開始
	28～29	2期分29カ所(58/58)の機器製作及び設置
	30	試験調整完了し、供用開始

イ 統計資料

	27年度	28年度	29年度	30年度
遠方監視制御設備更新工事	1期分 (29カ所)	2期分 (29カ所)	2期分 (29カ所)	2期分 (29カ所)
工事概要	供用開始	機器工場製作	設置、試験調整	供用開始
進捗率(%)	56.9	72.6	97.0	100.0

遠方監視制御設備更新工事(工期:平成25年7月23日から平成31年2月20日まで)

基本施策
3-3-5

水道水の安定供給

2 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

(2) 平成 30 年度の取組みと成果

- ア 並柳第2配水地の耐震化を実施しました。
- イ 配水本管耐震化工事 ϕ 450 mm L = 477 m、送水管耐震化工事 ϕ 400 mm L = 389 mを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

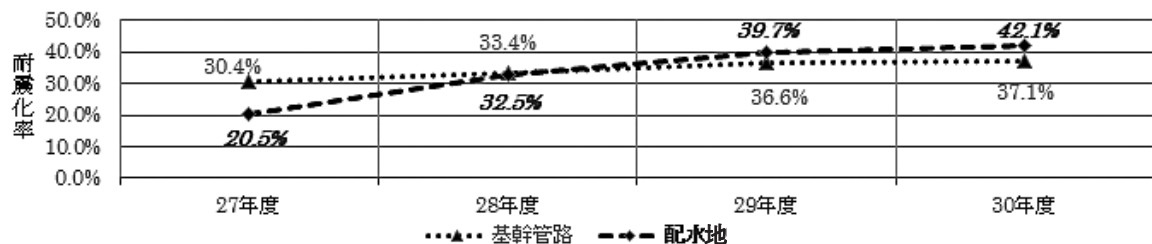
- ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。
- イ 配水地の耐震化は、施設ごとの診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを含め、整備方針を決定します。
- ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要水道施設から計画的に行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
28	島内第2水源地ポンプ設備実施設計、並柳第2配水地実施設計 第2次耐震化計画策定、耐震化2次診断（並柳第1配水地、寿配水地、岡田第2配水地） 蟻ヶ崎配水地耐震化工事、島内第1水源地ポンプ設備更新工事（構内配管耐震化含む。） 配水本管耐震化工事 ϕ 450mm L=610m
29	並柳第2配水地耐震化工事 配水本管実施設計、第2次耐震化事業基本設計、配水本管耐震化工事 ϕ 450mm L=590m
30	地質調査（神林配水地・大久保配水地）、実施設計（藤井配水地・藤井減圧槽） 並柳第2配水地耐震化工事 配水本管耐震化工事 ϕ 450mm L=477m 送水管耐震化工事 ϕ 400mm L=389m

イ 統計資料



※水道事業アセットマネジメントによる管体腐食度調査等の結果からデータの見直しを行ったため、29年度耐震化率が上昇しています。

水道水の安定供給

3 生活基盤耐震化事業（波田地区）

上下水道局 上水道課

(1) 目標

平成30年度より生活基盤施設耐震化等補助金（交付金）を導入し、波田地区の基幹管路である見付久保配水本管と低区配水地送水管の耐震化を行います。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 低区配水地送水管実施設計業務委託（L=2,740 m）を実施しました。
- イ 見付久保配水管改良工事（HPPE φ 150 L=1,052 m）を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

見付久保配水本管と低区配水地送水管は布設後40年以上（S53布設）が経過しており、地震等の災害が発生すると多大な被害を受けることが予想されるため、管路の耐震化を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

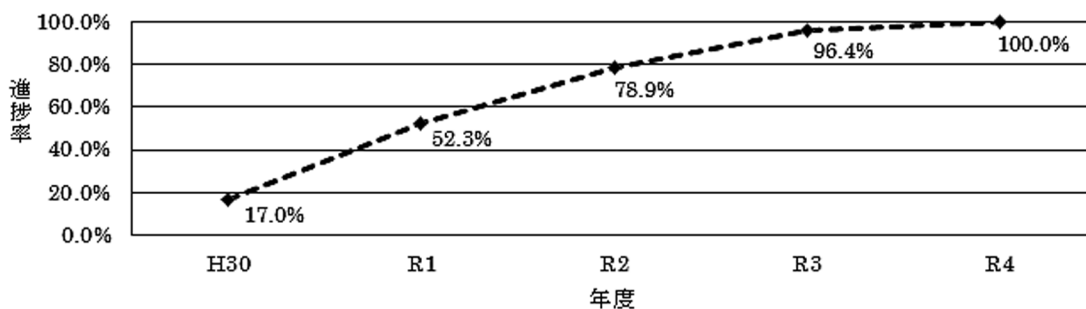
ア 経過

年度	事業内容
H27	見付久保配水管改良工事実施設計業務委託 L=2,300m（単独事業）
H28	見付久保配水管改良工事 φ 150 mm L=606 m（旧補助事業）
H29	見付久保舗装本復旧工事 A=1,950 m ² （単独事業）
H30	低区配水地送水管実施設計業務委託（単独事業）L=2,740 m（送・配水管含む） 見付久保配水管改良工事 φ 150 mm L=1,052 m

工事箇所	種別	H30	R1	R2	R3	R4	合計
見付久保配水管 φ 150 mm L=1,694m	延長（m）	1,052	642	—	—	—	1,694
	舗装面積（m ² ）	—	3,930	2,300	—	—	6,230
低区送水管 φ 100 mm L=1,880m	延長（m）	—	620	720	540	—	1,880
	舗装面積（m ² ）	—	—	1,550	1,800	1,350	4,700
合計	延長（m）	1,052	1,262	720	540	—	3,574
	舗装面積（m ² ）	—	3,930	3,850	1,800	1,350	10,930

イ 統計資料

事業の進捗（事業費ベース）



下水道の適正な維持管理

1 下水道施設長寿命化事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により長寿命化を進めます。

(2) 平成 30 年度 of 取組みと成果

ア 宮渕浄化センター長寿命化事業

(ア) 受変電自家発設備改築工事

イ 両島浄化センター長寿命化事業

(ア) 管理棟・汚泥脱水設備改築工事

ウ 管渠長寿命化事業

(ア) 寿台・本郷地区及び合流区域老朽管改築工事

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 宮渕浄化センターは第二期長寿命化計画に基づき低段 2 系最初・最後沈殿池等の改築を実施しています。

イ 両島浄化センターにおいて、脱水機等の設備改築の工事に着手しました。

ウ 下水道ストックマネジメント計画を策定して、効率的に維持管理を行っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 浄化センター経過年数

	処理能力(m ³ /日)	供用開始	経過年数	備 考
宮 渕	82,200	昭和34年※	59年	平成11年から改築に着手
両 島	32,850	昭和63年	30年	平成28年から改築に着手
四 賀	630	平成11年	19年	令和 8 年以降
上高地	1,400	平成 4 年	26年	令和 3 年以降
波 田	5,400	平成 6 年	24年	令和 5 年以降

※現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和 51 年で、それからの経過年数は 43 年となります。

(イ) 管渠施設

50 年経過管渠延長 46.9 km (管渠総延長 1,296.9 km) (H 31. 3. 31)

イ 統計資料

管渠長寿命化事業

管渠延長・割合	28 年度	29 年度	30 年度
改築更新済管渠延長 (km)	12.6	15.8	17.6
50 年経過管延長 (km)	41.1	42.8	46.9
50 年経過管に対する改築更新率 (%)	30.6	36.9	37.5

下水道の適正な維持管理

2 下水道総合地震対策事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 下水道総合地震対策計画に基づく幹線管渠耐震化工事
- イ 下水道総合地震対策計画に基づく両島浄化センター管理棟耐震化詳細設計

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 浄化センター・管路施設の全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、対策を行う範囲の検討が必要です。
- イ 管渠については、緊急輸送路等に埋設されている幹線を優先的に耐震補強しています。
- ウ 管渠の中には流量が多く、現状では耐震化工事が不可能であり、バイパス管渠を計画し流量抑制を図る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成21年度 松本市下水道総合地震対策計画策定
- 22年度 管渠施設耐震補強実施設計
- 23年度～25年度 管渠施設耐震補強工事
- 24年度～26年度 宮渕浄化センター耐震補強設計・工事
- 24年度～28年度 渚中継ポンプ場耐震補強設計・工事
- 26年度 松本市下水道総合地震対策計画策定（第2期）
両島浄化センター管理棟及び機械棟耐震診断
- 27年度 管渠施設耐震化実施設計
- 28年度～30年度 管渠施設耐震化工事
- 29年度～30年度 両島浄化センター管理棟耐震化詳細設計・工事
- 30年度 宮渕浄化センター低段1・2系初沈耐震化詳細設計

イ 統計資料

耐震化率

施設	28年度	29年度	30年度
管渠(%)	12.9	14.2	14.8
処理場(%)	8.9	8.9	9.8